

## さいたま市PTA協議会 子どもの顔が見える事業補助金交付要綱 現改比較

現要綱	改正後	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市PTA協議会（以下「本会」という。）の構成するさいたま市内各行政区毎の連合会（以下「区P連」という。）に対して、本会の基本方針に基づきその推進を目指す活動に対して予算の範囲内において、補助金を交付することとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、第2条第1項各号に掲げる事業に要する経費で理事会が定める額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする区P連は、さいたま市PTA協議会子どもの顔が見える事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書  (2) 収入支出予算書  (3) 会則、規約又はそれに代わるもの  (4) 役員名簿、実行委員会名簿又はそれに代わるもの  (5) 前4号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める書類</p> <p>2 理事会は、申請団体の行う事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、さいたま市PTA協議会（以下「本会」という。）の構成するさいたま市内各行政区毎の連合会（以下「区P連」という。）に対して、本会の基本方針に基づきその推進を目指す活動に対して、<u>保険口座予算の範囲内において</u>、補助金を交付することとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、第2条第1項各号に掲げる事業に要する経費で <u>1事業あたり100,000円を上限とする</u>。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする区P連は、さいたま市PTA協議会子どもの顔が見える事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、<u>原則として前年度3月の理事会に申請しなければならない。ただし、理事会が認める場合は、当該年度に申請することができる。</u>なお、各区P連の補助金の交付申請は2事業までとする。</p> <p>(1) 事業計画書  (2) 収入支出予算書  (3) 会則、規約又はそれに代わるもの  (4) 役員名簿、実行委員会名簿又はそれに代わるもの  (5) 前4号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める書類</p> <p>2 理事会は、申請団体の行う事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。</p>	<p>予算の明確化</p> <p>上限の増額および明確化</p> <p>申請時期の明確化  当該年度の申請を可能とした  補助金の交付申請件数の明確化</p>